

香取市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本事業は、香取市立保育所で使用する紙おむつ及びおしりふき(以下「紙おむつ等」という。)を月額の定額制で利用できる「紙おむつ等定額利用サービス」(以下「サービス」という。)を導入し、児童を預ける際に紙おむつ等を持参する保護者及び紙おむつ等を児童ごとに管理する保育士等の負担軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 名称

香取市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業内容

「香取市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 事業実施期間

協定締結の日から令和11年3月31日までとする(準備期間及び無料トライアル期間を含む)。ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、香取市子育て支援課(以下「本市」という。)と事業者が協議して令和11年3月31日より前に事業を終了することがある。実施期間満了日の1か月前までに書面により協定を解約する旨の通知をしないときは、更に1年間従前と同じ条件で延長されるものとし、以降の延長についても同様とする。なお、本市が実施期間途中で事業を終了する場合において、本市は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益は補償しない。

3 選定方法

本事業は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって候補事業者を選定する。

4 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件をすべて満たさなければならない。なお、プロポーザルに参加する者が協定書締結までの間に参加資格要件を失った場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書の提出から協定書の締結までの間に、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年3月27日告示第113号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団(香取市暴力団排除条例(平成24年香取市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」とい

う。)又は、暴力団員等(同条例第 2 条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下「暴力団員等」という。)であると認められる。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

カ 業務の一部を第三者に行わせる場合、その第三者がアからオまでのいずれかに該当すると知りながら、その第三者と契約を締結したと認められる。

(6) 個人情報に関する扱いに適正に対応するため、個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム(JIS Q 15001(プライバシーマーク)及びISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)))を有し、社内ルールや法令順守の仕組みが整備されていること。

(7) 令和8年4月1日時点において、公立の保育所等に通う児童の保護者と直接契約を締結し、紙おむつ等を月額の設定額により利用できるサービスを10自治体以上で提供していること。

5 実施日程

年 月 日	内 容
令和 8 年 8 月 19 日(水)	実施要領公表、公募開始
令和 8 年 8 月 26 日(水)午後5時	質問受付締切日時
令和 8 年 9 月 2 日(水)	質問回答日(予定)
令和 8 年 9 月 10 日(木)午後5時	応募書類等提出期限
令和 8 年 9 月下旬	選定審査実施
令和 8 年 9 月下旬	選定結果通知及び協定締結
令和 8 年 10 月(予定)	サービス開始(準備、無料トライアルを含む)

6 質問票の提出

- (1) 事業に関し不明な点がある場合は、前項の質問受付締切日時までに質問票(様式1)を提出すること。
- (2) 質問及びその回答は、香取市ホームページに公開する。

7 応募書類等の提出

- (1) 応募申請書(様式2)
- (2) 添付書類

ア 消費税及び地方消費税の納税証明書「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(発行から 3 か月以内。写し可。)

イ 本店所在地の都道府県知事及び市区町村長が発行する納税証明書(未納のないことの証明書)(発行から 3 か月以内。写し可。)

ウ 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本。発行から3か月以内。写し可。)

- エ サービスの概要がわかる資料(パンフレット等)
- オ 各おむつのサイズ・タイプの写真(パッケージ、おむつ本体)
- カ プライバシーマーク、ISMS 等取得認定書(コピー可)

8 質問票及び応募書類の提出方法

電子メールにより提出

- (1) 送信先 香取市福祉健康部子育て支援課保育班
- (2) アドレス jido@city.katori.lg.jp
- (3) 電子メールの件名

ア 質問票

「香取市紙おむつ等定額利用サービス導入に係る質問票(社名)」

イ 応募書類

「香取市紙おむつ等定額利用サービス導入に係る応募(社名)」

- (4) 電話連絡

電子メール送信後は、子育て支援課保育班へ送信した旨の電話連絡をすること。

9 審査方法

- (1) 提出された応募書類等をもとに香取市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業に係る業者選定委員会(以下「委員会」という。)で評価を行う。
- (2) 委員会は、応募書類等をもとにした書類審査により、別に定める評価基準に基づき評価を行う。
- (3) 委員会による評価の結果、評価点が最も高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。
- (4) 提案者が1社の場合でも、評価基準に基づき評価を行う。
- (5) 評価点が満点(170点)の6割(102点)に満たない者は、優先交渉権者に選定しない。
- (6) 評価点が同点の場合は、月額利用料金が最も安い提案者を優先交渉権者として選定する。また、月額利用料金が同額であった場合は、委員長が決定する。
- (7) 選定結果は、令和8年9月下旬に参加したすべての提案者に対し電子メールで通知し、香取市ホームページに掲載する。なお、優先交渉権者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けない。

10 協定書の締結

- (1) 選定結果通知後、選定された優先交渉権者と本市とで協議し、協議が成立した場合には、本事業に係る協定書を締結する。
- (2) 協議が成立しない等により優先交渉権者と協定書を締結できないときは、その選定を取り消すと同時に、評価合計点が次点の者を優先交渉権者として選定し、協定書を締結するものとする。

11 その他

- (1) 応募書類等の作成・提出等、本プロポーザルに係る提案者側の費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された応募書類等の著作権は提案者に帰属するものとするが、組織内において、選定に必要な範

罫で複製することがある。

- (4) 応募書類等の提出後の修正、再提出は認めない。
- (5) 選定の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 応募書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは失格とする。
- (7) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は協定を解除するものとする。この場合、本市及び保護者に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。
- (8) 今後の社会情勢、市政運営及び財政事情の変化、その他の不可抗力等により、本事業の内容を変更又は中止する場合がある。この場合、事業者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (9) 仕様書は、本事業の最低要求水準を示したものであり、応募申請書(様式2)の内容については、協定書にその内容を記載する。
- (10) 応募書類等及び協定書締結手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (11) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、本市が判断する。

12 問い合わせ先及び書類提出先

香取市 福祉健康部 子育て支援課 保育班

TEL 0478-79-6158

E-mail jido@city.katori.lg.jp